

日本赤十字豊田看護大学紀要 執筆要領

(目的)

第1 日本赤十字豊田看護大学紀要投稿規程第5条に基づき、この執筆要領を定める。

(研究論文の種類と制限枚数)

第2 研究論文の種類と制限枚数は図表を含め、総説、原著、研究報告が20枚、実践報告、資料が10枚以内とする。なお、1枚は40字×40行とする。

(研究報告の構成)

第3 投稿原稿のうち、原著及び研究報告の構成は、原則として、以下のとおりとするが、各専門分野の慣例に従うこともできる。

- I 緒言、はじめに（研究の背景、目的）
 - II 研究方法（研究・調査・実験・解析に関する手法の記述および資料・材料の集め方）
 - III 研究結果（研究等の結果）
 - IV 考察（結果の考察・評価）
 - V おわりに・謝辞
- 文献

(執筆形式)

第4 投稿原稿の執筆形式は以下の内容とする。

原稿は、和文または英文で作成する。原則として、ワードプロセッサー（Microsoft Word が望ましい）を使用し、A4版用紙に40字×40行（英文はダブルスペース）で印字する。文字サイズは、和文の場合は10.5ポイント、英文の場合は12ポイントとする。余白は、上部余白30mm、下部余白20mm、左側余白20mm、右側余白20mmとする。

本文中の段落番号は、1. 1) (1) …とする。

2 原稿作成上、次のことに留意する。

- ア 和文において、文体は常体とし、新かなづかい、常用漢字を用いて、簡潔に記述する。外国語はカタカナ表記とし、外国人名、日本語訳が定着していない学術用語等は、原則として、活字体の原綴りで記載する。
- イ 度量衡の単位・記号は、原則として国際単位系（SI）とする。
- ウ 初出のときは完全な用語を用い、以下に略語を使用することを明記する。
- エ 英文表題は、最初（文頭）及び前置詞、冠詞、接続詞以外の単語の最初の文字を大文字とする。
- オ 図・表・写真は、そのまま印刷できる明瞭なものとし、次の点に留意する。
 - (ア) 大きさを希望する場合は、その寸法を明記する。
 - (イ) 図・表・写真にはそれぞれ番号を付し、図表は一括して原稿の末尾に添え挿入場所を欄外余白に朱書きで記載する。
 - (ウ) 図・表・写真には表題を付し、必要に応じて説明文をつける。
 - (エ) 写真是手札以上の大きさにプリントした鮮明なものに限る。
 - (オ) 図・表の1枚は和文の場合、400字原稿用紙1枚、英文の場合はA4版ダブルスペース1枚に相当するものとして取り扱う。
 - (カ) 論文は、以下の順序で作成する。

(和文論文の場合)

論文の種類（総説、原著、研究報告、実践報告、資料のいずれか）
表題（40字以内）、英文表題、著者名、著者名（ローマ字表記）、所属、
要旨（和文400字前後）
キーワード（5語以内）
本文（ページ番号を入れる）
文献

英文抄録（英文表題、著者名（ローマ字表記）、所属（ローマ字表記）、
英文要旨250words前後（総説、原著、研究報告の場合のみ記載））

(英文論文の場合)

論文の種類（総説、原著、研究報告、実践報告、資料のいずれか）
英文表題、和文表題（40字以内）、著者名（ローマ字表記）、所属（ローマ字表記）
要旨（英文250words前後）
キーワード（英文5語以内）
本文（ページ番号を入れる）
文献
和文抄録（和文表題（40字以内）、著者名、所属、和文要旨400字前後）

(キ) 表題・要旨を含め英文についてはネイティブの専門家によるチェックを受ける。

(ク) 原稿には、ページ番号及び行番号をつける。

- 3 引用文献は、本文中の引用部分の後に括弧を付し、当該括弧の中に著者の姓（3名まで）及び発行年次（西暦）を記載する。ただし、引用部分を明確にすることは頁数を記載する。この引用文献は最後にアルファベット順に一括して引用文献のみを記載する。但し、共著者は3名まで表記する。記載方法は下記の例示の通りとする。
- ア 雑誌掲載論文…著者名（発行年次）、論文表題、雑誌名、号もしくは巻（号）、最初のページ数－最後のページ数。
イ 著書 単行書…著者名（発行年次）、本の表題、発行地：発行所、編著書の場合：論文著者名（発行年次）、論文表題、編者名、所収の単行本の表題（pp. 最初の頁－最後の頁）、発行地：発行所。
ウ 翻訳書…著者名（原語のまま）（原書発行年次）／訳者名（翻訳書の発行年次）。
翻訳書表題、発行地：発行所。
エ ホームページ…参照したホームページのタイトルまたはそれに相当するもの、アドレス、閲覧した年月日。

(倫理的配慮)

第5 倫理的配慮について、日本赤十字豊田看護大学研究倫理審査委員会規程第2条第1項の各号に準拠しなければならない。

- 2 研究の遂行にあたり、倫理上の配慮をし、その旨を本文中に明記する。

(改 廃)

第6 この要領の改正が必要な場合は、その都度研究推進・紀要委員会で協議し、教授会の議を経て、学長がこれを定める。

附則

- 1 この要領は、平成23年3月1日から施行する。
2 この要領は、平成26年11月26日から施行する。

- 3 この要領は、平成 28 年 5 月 24 日から施行する。
- 4 この要領は、平成 29 年 1 月 25 日から施行する。
- 5 この要領は、令和 2 年 2 月 26 日から施行する。
- 6 この要領は、令和 2 年 7 月 22 日から施行する。